

虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

株式会社CareCreation(以下「事業所」という。)では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に努めます。この考え方に基づき利用者の尊厳と人権を守り、安全で健やかな生活を確保するための虐待の発生防止・早期発見・早期対応・再発防止のための措置を確実に実施すべく本指針を策定します。また全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 虐待防止のための体制

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備します。

(2) 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。

①委員会の運営責任者はケアクリ看護センター(訪問看護事業所)の管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となります。

② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の委員会と一体的に行う場合があります。

③ 委員会は、定期的(6か月に1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集します。

④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定めます。

ア 虐待の防止のための職員研修や教育計画の内容等に関すること

イ 何らかの虐待が疑われる時または虐待を発見した時に職員が相談・報告できる体制及び職員の心理面の支援に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

オ 再発防止策・対策の実施状況の把握とその効果及び評価に関すること

カ 指針・マニュアルの整備及び更新に関すること

⑤ 委員会の業務

ア 虐待マニュアルの作成と見直し

イ 虐待に関する情報の収集と職員への周知

ウ 年に1回以上の職員研修の実施、新任者に対する研修を実施

オ 事業所内での虐待実施状況の把握と評価を行い、見直しをする

カ 虐待発声時は、速やかに発生状況の確認、多職種連携で対応検討を行い、職員に周知徹底を図る

3. 職員に対する研修の実施

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとします。

又研修の実施内容については、出席者・研修資料・実施概要等を記録し、保存します。

（１）新規採用者に対する研修

新規採用時に虐待の基礎に関する研修を行う。

（２）定期的な研修

虐待に関する定期的な研修を年１回以上実施する。

（３）訓練（シュミレーション）

事業所で関わる利用者に虐待が発生した場合に備えた訓練を年１回以上実施する。

4. その他の取り組み

（１）虐待に繋がりがかねない不適切なケアの発見・改善

（２）職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

（３）本指針等の定期的な見直しと周知

5. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

6. 虐待とは

（１）高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。

ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

平成18年4月から施行されている「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」）」では、「高齢者虐待」の種類を身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類しています。

（２）養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

* 高齢者虐待の種類

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体例】 ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行なっている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること 【具体例】 ・ 入浴しておらず悪臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること 【具体例】 ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・ どなる、ののしる、悪口を言う ・ 侮辱をこめて子どものように扱う ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 【具体例】 ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・ キス、性器への接触、性行為を強要する／等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う行為とされています。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

7. 虐待を疑ったときは

（1）虐待は、高齢者の心身の状態に重大な影響を与え、生命を奪うこともあります。高齢者の尊厳を地域で守っていくために、早期発見・早期対応が重要です。身体への暴力ばかりでなく、どなる、世話をしない、無視をする、本人のお金を無断で使う、人前でおむつを換える、なども虐待となります。「しない」「見過ごさない」「あきらめない」が大切です。

（2）虐待と思ったら管理者・虐待委員会メンバーに相談・報告し、ケアマネジャーなどの関係医療者・市町村・地域包括支援センター等の相談窓口へ相談し多職種連携で対応します。高齢者虐待防止法では、市町村が高齢者虐待防止の責任主体と位置づけています。

八尾市：健康福祉部高齢介護課地域支援室：072-924-3973（直通）

柏原市：健康部高齢介護課高齢者支援係：072-972-1570（直通）

羽曳野市：保健福祉部介護予防支援室地域包括支援課：072-947-3822（直通）

8. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（1）虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

（2）緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

9. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行います。

10. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報します。

11. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにします。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにします。

付則 本指針は、令和5年9月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日

改定 令和7年1月7日